

別表十七（三の七）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第11項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第11項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「株式等の保有割合8」は、別表十七（三の七）付表一「5」及び「6」の株式等保有割合の合計、同表「7」及び「8」の議決権保有割合の合計又は

同表「9」及び「10」の請求権保有割合の合計のいずれかの割合を記載します。ただし、内国法人又は連結法人と措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社との間に同項第5号に規定する実質支配関係がある場合には、記載を要しません。

3 内国法人が措置法第66条の9の2第11項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の2第11項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。